（金融事業者再就職者による依頼等の規制等に係る管理又は監督の地位）

第一条の十一　法第十七条第二項及び第十七条の二の管理又は監督の地位として厚生労働省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（金融事業者再就職者による依頼等の規制のうち管理運用法人の役員等に係る規制に係る内部組織）

第一条の十二　法第十七条第二項の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現内部組織であって金融事業者再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていたものとする。

2　直近五年間より前に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（平成二十九年十月一日以後のものに限る。）として厚生労働大臣が定めるものであって金融事業者再就職者が離職した日の五年前の日より前に行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該金融事業者再就職者が離職した日の五年前の日より前に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（金融事業者再就職者による依頼等により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第一条の十三　法第十七条第四項の厚生労働省令で定める場合は、同項の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他管理運用法人の役員又は職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（金融事業者再就職者による依頼等の承認に係る申請の様式）

第一条の十四　令第六条の厚生労働省令で定める様式は、別記様式第二とする。

（金融事業者再就職者による依頼等の届出の様式）

第一条の十五　令第七条の厚生労働省令で定める様式は、別記様式第三とする。

（理事長への再就職の届出の様式）

第一条の十六　令第八条の厚生労働省令で定める様式は、別記様式第四とする。

（業務方法書の記載事項）

第一条の十七　（略）

（損益計算書の様式）

第十一条の二　管理運用法人に係る損益計算書は、別記様式第五により作成しなければならない。

（会計監査報告の作成）

第十三条の二　（略）

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　管理運用法人の役員（監査委員である委員を除く。）及び職員

二　（略）

3・4　（略）

（内部組織）

第十六条の二　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現内部組織であって再就職者が離職前五年間に在職していたものとする。

2　（略）

（新設）

（業務方法書の記載事項）

第一条の四　（略）

（損益計算書の様式）

第十一条の二　管理運用法人に係る損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。

（会計監査報告の作成）

第十三条の二　（略）

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　管理運用法人の役員（監事を除く。）及び職員

二　（略）

3・4　（略）

（内部組織）

第十六条の二　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　（略）